



助成金が不正受給にならないように注意してください！ (特に雇用調整助成金等)

雇用調整助成金は、支給要件の緩和や支給の迅速化を優先として進められています。しかし、不正受給してもよい訳ではありません。厚生労働省は、適正な支給に向けて、事後的に助成金を支給した事業所様への実地調査を強化し、不正受給の有無の確認を行っています。

厚生労働省の実地調査だけでなく、税務署や労働基準監督署等の調査・臨検で間接的に不正受給が発覚することもありますので注意が必要です。

実地調査の際には、申請の根拠資料（出勤簿・タイムカード等）や賃金台帳等の調査だけでなく、休業した社員へのヒアリング、場合によっては抜き打ちの電話での確認等も実施することもあります。

故意による書類の改ざん等は当然に不正受給に該当しますが、悪意がなくても、事務ミスや社内の連絡不足、社員の認識不足等により、「不正受給」と判断される可能性もあります。

不正受給と判断されますと、その判断された受給額だけでなく、それ以降に受けた助成金は全額すべて返還を命じられます。また、以後5年間は雇用保険2事業を財源とする助成金（ハローワークで扱うほぼすべての助成金）が受給できなくなります。



<不正受給の例>

パターン①（飲食店 A 社の場合）

明らかな不正

休業していた店舗を再オープンさせる事になり、従業員に仕事復帰してもらっていたが、引続き休業をしていたように偽って申請し、助成金を受給していた。



労働局が事前連絡なしに対象の従業員に連絡し、不正受給が発覚した。

パターン②（運送業 B 社の場合）

社員の認識不足

休業中にもかかわらず、経費でお客様とゴルフに行ってしまった。



申請後、休業中に経費が発生していることから、業務とみなされた。

パターン③（IT 関連 C 社の場合）

事務的ミス

有給休暇を休業として、誤って申請してしまった。



労働局のヒアリングで誤りが発覚した。

弊社では、今一度、過去の申請内容に不正や不備がないかを点検しておくことをお勧めします。万が一、不安やご不明な点がありましたら、弊社担当のコンサルタントにご相談ください。

<お問合せ先> 社会保険労務士法人ブレイン・サプライ

TEL) 03-6273-7437 メール) info@brain-supply.co.jp

